

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

岡山厚生年金 事案 829 (事案 72 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年12月まで
昭和42年1月から職業訓練学校に通い、雇用保険を受給しながら、自動車の運転免許を取得したことを思い出した。職業訓練学校に入校する直前の2年間に、A事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 当初の申立期間(昭和39年から40年まで)に係る申立てについては、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されている事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと、申立人が勤務していたとするA事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではあったとする記録は確認できないこと、さらに、申立人は、申立期間を含む昭和36年4月から49年12月まで国民年金に加入し、同保険料を納付していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 今回、申立人は、自動車の運転免許を取得するため、雇用保険を受給しながら昭和42年1月から職業訓練学校に通った記憶があり、その直前の申立期間(昭和40年1月から41年12月まで)においてA事業所に勤務していたのは間違いないと主張しているが、当該期間においても、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人は、当時の同僚についての記憶がなく、申立てに係る事実について証言を得ることができず、今回の申立人の記憶に基づく主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。
- 3 このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から4年10月31日まで
申立期間においてA事業所に正規職員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚（複数）の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の総務担当者は、「申立人が正規職員であるならば、社員名簿に登載されているはずであるが、この名簿に申立人の記録は無いので、申立人は正規職員ではなかったと考えられる。」と回答しているところ、申立人の同僚（複数）は「申立人は臨時職員であり、正規職員ではなかった。」と証言している上、別の従業員は、「臨時職員に対しては、採用時に必ず厚生年金保険への加入の意思確認があったが、加入を希望しない者もいた。」と証言しており、申立人は同事業所に臨時職員として勤務し、厚生年金保険に加入していなかったものと推測される。

また、申立人は、申立期間の一部を含む昭和63年4月1日から平成2年3月31日までA事業所に就職する直前に勤務していたB事業所における健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 60 年 9 月まで

昭和 57 年 2 月から 3 年半程度 A 事業所に勤務した。当時、息子が整形外科病院を受診し健康保険証を使用した記憶があるにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主の子の証言等から、勤務期間は特定できないものの申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、同事業所の事業主は既に死亡しており、申立人の当時の同僚からも申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていた事実について証言が得られない。

また、申立人が申立期間において一緒に勤務したとする同僚も厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人は、当時、その子が整形外科病院で治療を受けた際、健康保険証を使用したと記憶していると供述しているが、同病院は、申立人の子は自費で治療を受け、医療保険を使用していないと回答している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から平成 3 年 5 月 31 日まで
A事業所B所に勤務していた期間の標準報酬月額が、当時の実際の報酬額と大幅に相違する。昭和 61 年 4 月の初任給は 17 万円か 18 万円ぐらい、同年 6 月には残業、休日出勤もあり給与支給月額は 24 万円ぐらいであった。その後毎年、昇給もあり、退職時の給与支給月額は 28 万円ぐらいであったが、その間の標準報酬月額は 11 万 8,000 円ないし 24 万円となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、初任給は 17 万円ないし 18 万円ぐらいであり、同期採用の同僚も一律に同じであったと主張しているが、申立てに係る事業所において、申立人と同じく昭和 61 年 4 月に厚生年金保険被保険者資格を取得している者(20人)に係る同月の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同じ 11 万 8,000 円となっている。

また、申立期間における申立人の標準報酬月額は、昭和 62 年 7 月から 63 年 6 月までのものを除き(注)、給料が同じであったとする申立人の同僚の標準報酬月額と同額となっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額の記録に不自然な点は見当たらない。

(注) 申立人に係る昭和 62 年 7 月から 63 年 6 月までの標準報酬月額が同僚のそれと同額となっていないのは、申立人の同僚の場合は、62 年 7 月及び同年 10 月の標準報酬月額の随時改定及び定時決定による標準報酬月額の変更が行われたのに、申立人の場合は、この変更が行われなかったことによる。

さらに、A事業所及びC健康保険組合は、申立期間の給与支給月額や厚生年金保険料率を確認できる賃金台帳等の資料を保存しておらず、当該期間の厚生

年金保険料及び報酬の支給総額は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。